

定 款

一般社団法人兵庫県言語聴覚士会

# 一般社団法人兵庫県言語聴覚士会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、一般社団法人兵庫県言語聴覚士会と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を兵庫県淡路市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、兵庫県において言語聴覚士の知識・技能の向上を図り、専門職として、県民に対し社会的責務を果たし、もって言語・聴覚・摂食嚥下・コミュニケーション等の能力に障害がある人の保健・医療・福祉・教育の充実と、生活の質の向上に寄与すると共に、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 言語聴覚士の専門的職務の発展・向上に資する事業
- (2) 言語聴覚士の社会的責務を果たす事業
- (3) 関連団体との連携、交流に関する事業
- (4) 会員相互の親睦を図る事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 兵庫県に勤務又は在住する言語聴覚士で、本会の目的に賛同する者
- (2) 購読会員 上記以外の言語聴覚士個人で、本会の目的に賛同し、本会の活動に参加

を希望する者

(3) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会が別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対して決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 除名が適切でなかったと判明した場合は、社員総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき撤回できる。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は賛助会員である団体が解散したとき。

(4) 言語聴覚士の免許を取り消されたとき。

## 第4章 社員総会

### (構成)

第11条 社員総会は、第5条第2項に定める正会員をもって構成する。

### (権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、会長は、社員総会の日の2週間前までに正会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

### (議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

### (議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき、1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を本会に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使させることができる。

2 前項の社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、本会の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

3 前2項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第19条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があ

ったものとみなすものとする。

( 議事録 )

第 2 1 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員

( 役員の設置 )

第 2 2 条 本会には、次の役員を置く。

( 1 ) 理事 5 名以上 1 5 名以内

( 2 ) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち 2 名以内を副会長とすることができる。

4 第 2 項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

( 役員の選任 )

第 2 3 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

( 理事の職務及び権限 )

第 2 4 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

( 監事の職務及び権限 )

第 2 5 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

( 役員の任期 )

第 2 6 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。再任は妨げないものとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。再任は妨げないものとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 2 2 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

( 役員の解任 )

第 2 7 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

( 役員の報酬等 )

第 2 8 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

( 役員の損害賠償責任の一部免除 )

第 2 9 条 本会は、一般法人法第 1 1 4 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 1 1 1 条の行為に関する理事又は監事 ( 理事又は監事であった者を含む。 ) の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第 6 章 理事会

( 構成 )

第 3 0 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

( 権限 )

第 3 1 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

- ( 1 ) 本会の業務執行の決定
- ( 2 ) 理事の職務の執行の監督
- ( 3 ) 会長及び副会長の選定及び解職

( 開催 )

第 3 2 条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

( 招集 )

第 3 3 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 7 日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく開催することができる。

( 議長 )

第 3 4 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合には、副会長が議長の職務を代行する。

( 決議 )

第 3 5 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

( 決議の省略 )

第 3 6 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

( 報告の省略 )

第 3 7 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知し



た場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

## 第7章 会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会にて報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 第1項第3号の書類については、一般の閲覧に供するものとする。

( 剰余金の分配の制限 )

第 4 2 条 本会は、剰余金の分配をすることができない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

( 定款の変更 )

第 4 3 条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

( 解散 )

第 4 4 条 本会は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

( 残余財産の帰属 )

第 4 5 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

( 公告の方法 )

第 4 6 条 本会の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。ただし、貸借対照表については、一般法人法第 1 2 8 条第 3 項に規定する措置により開示する。

## 第 1 0 章 補則

( 委任 )

第 4 7 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

1 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成26年3月31日までとする。

2 本会の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名 木村 忠勝

氏名 高月 容子

3 本会の設立時役員は、次のとおりである。

理事 木村 忠勝

理事 高月 容子

理事 石塚 君予

理事 東 悦子

理事 西尾 浩和

理事 堀 勝彦

理事 本山 慎一

代表理事 木村 忠勝

監事 先川 貴久和

監事 天谷 智子

4 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人兵庫県言語聴覚士会を設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年1月26日

設立時社員 木村 忠勝

設立時社員 高月 容子